

植物防疫所 病害虫情報

No. 102

2014・3・15

ウメ輪紋ウイルス防除の現状

農林水産省 消費・安全局植物防疫課

1 これまでの経緯

ウメ輪紋ウイルス（プラムボックスウイルス：Plum pox virus (PPV)）は、我が国に侵入し、まん延した場合、国内の重要な農作物であるモモやスモモなどの果樹に甚大な被害を与えるおそれがあることから、我が国の植物検疫において、その侵入を警戒する植物ウイルスの一つとしている。

2009年4月、東京都青梅市のウメでPPVによるウメ輪紋病の発生が国内で初めて確認された。農林水産省では、PPVの早期根絶を図るため、2010年2月に、東京都青梅市等5市町において、植物防疫法に基づく緊急防除を開始した。その後、毎年全国調査を実施し、PPVの感染が広範に及ぶと判断された地域を防除区域に指定し、緊急防除を実施してきた。2014年1月現在、3都府県13市町（東京都昭島市、あきる野市、青梅市、八王子市、羽村市、福生市、奥多摩町及び日の出町、大阪府富田林市並びに兵庫県尼崎市、伊丹市、川西市及び宝塚市）にかかる3つの防除区域を指定している。

2 2013年の調査概要

(1) 防除区域及びその周辺における調査結果

2013年5月から10月まで、昨年度までの調査結果に基づき、指定された防除区域及びその周辺地域を対象としてPPVの感染の有無について調査を実施した結果、3都府県（東京都、埼玉県及び兵庫県）11市町でPPVの感染植物を確認した。

(2) 全国発生状況調査の結果

2013年2月から10月まで、防除区域以外の地域におけるPPVの発生状況を把握するため、各都道府県の協力により全国47都道府県の苗生産園地、果樹生産園地、観光園地等を対象としてPPVの感染の有無について調査を実施した結果、3府県（三重県、大阪府及び和歌山県）の10市町村で感染植物を新たに確認した。

(3) 感染植物の追跡調査結果

PPVの感染が確認された兵庫県ではウメ等の苗が生産出荷されていたため、緊急防除区域内のウメ等の苗生産地域から過去3年間に移動した苗等について、その所在及び感染の有無について調査を実施した。その結果、全国14か所で計87本の所在が確認され、検定の結果、7か所で計10本の感染植物を確認した。さらに、感染が確認された植物から半径300m内における感染植物の有無を調査した結果、新たな感染植物は確認されなかった。

3 緊急防除の防除区域の追加

2013年の調査の結果等について、同年10月に開催された「平成25年度国内で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会」での専門家の意見を踏まえ検討した。その結果、東京都奥多摩町、大阪府富田林市及び兵庫県宝塚市の一部地域については、感染の範囲が広範に及ぶと判断されたことから、緊急防除の防除区域に追加することとし、同年11月29日付けで「プラムボックスウイルスの緊急防除に関する



図1 輪紋症状（ウメ）

る省令（以下「省令」という。）」及び「プラムボックスウイルスの緊急防除に関する告示（以下「告示」という。）」の一部を改正した（施行は同年 12 月 29 日）。

その他の発生が確認された地域については、感染範囲が限定的であること、感染植物の処分が早期に完了するなどの理由から、防除区域への追加は行わなかった。

4 移動制限対象植物の見直し

これまで、海外の文献等に基づき、サクラ属に含まれる全ての植物を移動制限等の対象としてきた。しかし、ソメイヨシノやヤマザクラ等の観賞用のサクラが属するサクラ属サクラ亜属サクラ節の PPV の感染性に関する文献を再精査した結果、これら植物に PPV が自然感染するとの情報はなかった。また、これまでの PPV の各種植物への感染に関する研究においても、サクラ節の一部の種にごくまれに人工的に感染したとの報告はあるが、自然感染したことを示すものはなかった。

さらに、東京都青梅市などの PPV 感染地域において、無作為に約 2,000 本のサクラ節の植物から試料を採取し PPV の感染の有無を検定した結果、全て陰性であり、統計学上も、感染しないことを示す結果が得られた。

以上の結果から、移動制限の対象植物から、サクラ節の植物を除外することとし、2013 年 11 月 29 日付けで省令及び告示の一部を改正した（施行は同年 12 月 29 日）。

5 まとめ

これまでの調査では、主要な果樹生産地での大規模な感染は確認されていない。昨年の調査では、感染した植物が広く潜在している可能性が示唆されるとともに、これまでに感染が確認されている地域でも多数の新たな感染植物が確認された。この状況を踏まえ、我が国のウメやモモなどの果樹を安定的に生産するためにも、果樹生産地に PPV がいないこと及び感染植物が持ち込まれないことを確認しつつ、着実に PPV の根絶を図るために引き続き、全国調査を徹底していくことが重要である。

このような PPV の緊急防除や発生調査の実施については、農林水産省のみならず、各都道府県及び市町村の関係部局との連携が不可欠であり、PPV のまん延防止と防除に引き続き、ご協力いただくようお願いする。

また、PPV の根絶には、早期発見・早期防除が不可欠であり、これまでも、一般消費者を含めた幅広い関係者からの情報が感染植物の発見に効果を上げている。PPV に感染したウメやモモなどでは、葉が展開する 4 月下旬頃から写真（図 1～3）のような症状を生じることから、PPV 感染の疑いのある症状を見つけた場合は、最寄りの植物防疫所又は都道府県まで、情報提供をいただくよう是非ともお願いしたい。症状については、農林水産省の HP（http://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/keneki/k_kokunai/ppv/ppv.html）もご参照いただきたい。



図 2 退緑斑紋症状（モモ）

※モモは葉が硬化すると症状が消えることがある



図 3 退緑斑紋症状（セイヨウスモモ）